

建交労・京王新労組支援共闘ニュース

東京都江東区門前仲町1-20-3 TEL 03-3820-8644 2021年11月8日

雇い止め！申立て事件で 都労委が和解勧告！

2019年11月に京王は佐々木委員長の車両清掃の仕事も奪い、ついに京王から排除しました。支援共闘が争いを拡大するなど訴える中で雇い止めの暴挙です。直ちに都労委に不当労働行為救済申立を行ってきました。



7月8日には半日を使って審問（証人尋問）が行われました。組合側は佐々木委員長、会社側は奥田前京王バス小金井代表取締役が証言しました。これにより都労委での手続きが終わり、都労委は和解勧告しました。

組合側は7月16日に開催した支援共闘幹事会で和解勧告に従うこととしました。そして、和解案を検討するためのメンバーを確認して頂き、和解案の検討会議を開きました。和解案は前回中労委での和解協議での到達点をもとに作成しました。これをもとに弁護団と支援共闘とで協議を行い都労委に提出する和解案を弁護団の意見書として作成し、森労働者委員とも協議し9月6日の期日に備えました。

都労委では和解案は都労委だけに提出し、組合の考え方を調査で三者委員に伝え、会社の出方を探りました。しかし、この期日には会社は和解についての考え方をもって来ませんでした。都労委は組合側の考えを伝えて次回期日に返答することとなりました。

和解を「前向きに考える」会社が意思表示

前回期日に労働委員会は会社側から長時間に渡って意見を聴取しました。その結果、会社は和解について前向きに考える旨の意思表示がなされたことが伝えられました。会社は中労委での和解からは時間が経過している、コロナ禍による会社の収支状況が悪化している（中労委での和解協議結果と）同じようにはならないと注文が付いています。

結果的には並存組合との同様の労働協約（新労組が合意していない不利益変更を含む）を締結できるのであれば次へ進むという考えが会社から示されました。組合側は検討する旨を伝え、会社から締結する労働協約を示すよう求めました。

そして次回期日前に会社が労働協約を示し組合側が検討して次回期日12月22日10:30～を迎えることにしました。

会社が和解について「前向きに考える」との意思表示を受けて、組合対応を次回幹事会で検討することにします。

京王新労組第21回定期大会開催

京王新労は10月24日に都教組北多摩西教育会館において第21回定期大会を開催しました。20周年の記念大会でした。京王新労組は結成以来の組合潰し攻撃に耐え、20年間存続させてきました。今も定年後の再雇用では攻撃を受けている中での大会でした。

大会には支援共闘会議からは菅原副議長、坂ノ下事務局次長からも挨拶を頂き、弁護団からは自由法曹団団長でもある吉田弁護士が参加して争議についても激励挨拶を頂きました。

建交労からは遠藤都本部書記長、上村東京トラック部会局長が連帯の挨拶を受けました。その他にもバス職場の仲間も参加して団結を固め合う大会となりました。

コロナ禍の中、一時金前年同月数

昨年来のコロナ禍による緊急事態宣言の発令による学校休校やテレワーク、外出自粛、飲食店の営業自粛の影響を受けて京王電鉄も含み京王電鉄バスにおいても大幅な純損益を出したとの理由から今春闘において一時金について回答を出しませんでした。

その後、年間月数を求めていましたが当初の1か月分の回答が出されたことにより残りについては別途協議することで妥結していました。そして夏についても昨年同月数の回答を得、そして今回冬季分についても昨年度月数支給の考えを会社が示しています。年間協定は崩れてしまいましたが支給月数は確保されました。

一方で所定労働時間の変更

会社は昨年より労働時間の延長を提案してきました。コロナ禍便乗リストラです。その理由も「労働生産性の向上」をうたってきました。組合は「労働生産性」の意味を取り違えていることを批判し、会社が「絶対的剰余価値」を得ただけなのです。

このことにより労働時間は法定上限の8時間となりました。一ヶ月単位の変形労働時間性を採用しています。この延長により一ヶ月あたりの労働時間の総枠を超えていることを会社は認めた上で労働基準監督書のお墨付きをもらっているとしています。しかし、変形労働時間制は総枠が法定労働時間内に収めた場合に採用できることになっていて、これに反することは間違いありません。拘束時間も長くなっているのと同時に休憩時間も短くなってしまっています。労働時間改善告示を守れなくなってしまいます。



労政審が改善基準見直し案

労政審労働時間分科会自動車運転者労働時間等専門部会第6回会議が10月29日に開かれました。事務局(厚労省)がバス・タクシーについて「見直しの方向性」を提案しました。そこではバスの1日の拘束時間・休憩時間の改定案目立ちます。1日の拘束時間も短縮されるのに伴って休憩時間(現在8時間以上)が例外規定を設けるとしながら原則11時間とされています。京王では8時間でも汲々としている現状です。

安全第一をうたいだした電鉄バスですが現状を見直さなければならなくなるでしょう。